大阪司法書士会	大阪法務局
京都司法書士会	
兵庫県司法書士会	
奈良県司法書士会	
滋賀県司法書士会	
和歌山県司法書士会	
愛知県司法書士会	名古屋法務局
三重県司法書士会	
岐阜県司法書士会	
福井県司法書士会	
石川県司法書士会	
富山県司法書士会	
広島司法書士会	広島法務局
山口県司法書士会	
岡山県司法書士会	
鳥取県司法書士会	
島根県司法書士会	
福岡県司法書士会	福岡法務局
佐賀県司法書士会	
長崎県司法書士会	
大分県司法書士会	
熊本県司法書士会	
鹿児島県司法書士会	
宮崎県司法書士会	
沖縄県司法書士会	
宮城県司法書士会	仙台法務局
福島県司法書士会	
山形県司法書士会	
岩手県司法書士会	
秋田県司法書士会	
青森県司法書士会	
札幌司法書士会	札幌法務局
函館司法書士会	
旭川司法書士会	
釧路司法書士会	
香川県司法書士会	高松法務局
徳島県司法書士会	
高知県司法書士会	
愛媛県司法書士会	

6　考査手数料

10,900円の額に相当する収入印紙を考査申請書に貼って納付すること。

7　認定者の発表

法務大臣が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、令和８年12月10日（木曜日）の午後４時に考査会場を管轄する法務局に掲示して行うほか、同日の午後４時に法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）にも認定者の受験番号を掲載する。また、前記掲示及びホームページ掲載後、認定者の受験番号及び氏名について、官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。

おって、認定者は認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の額に相当する収入印紙の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

通関士試験公告

第60回通関士試験の実施について、通関業法施行規則（昭和42年大蔵省令第50号）第５条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年７月１日　　財務大臣　片山さつき

通関士試験は、次の要領により行う。

１．試験日　令和８年10月４日（日）

２．試験科目及び時間

①通関業法……午前９時30分から午前10時20分まで

②関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第６章に係る部分に限る。）……午前11時00分から午後０時40分まで

③通関書類の作成要領その他通関手続の実務……午後１時50分から午後３時30分まで

これらの科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示及び通達とし、令和８年７月１日現在で施行されているものとする。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第79条の２の規定において定義する認定通関業者に係るものを含む。

３．試験の方法等

⑴　各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行う。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式（注１）	択一式	計算式	選択式・計算式
《１》　通関業法	41点(13問)	４点(４問)		
《２》　関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第６章に係る部分に限る。）	49点(17問)	11点(11問)		
《３》　通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
通関書類の作成要領（注２）				20点(２問)
その他通関手続の実務	10点(５問)	３点(３問)	12点(６問)	

注１．「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式である。

注２．輸出入・港湾関連情報処理システム（ＮＡＣＣＳ）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第59回）と同様の形式で各１問出題する。

⑵　試験合格のためには、上記３．⑴の表に掲げる試験科目すべてで合格基準を満たす必要がある。

４．試験実施地並びに受験願書提出先及びその所在地

（試験実施地）	（受験願書提出先及びその所在地）		
北海道	函館税関業務部通関業監督官	（〒040―8561）	函館市海岸町24番４号　函館港湾合同庁舎
新潟県	東京税関業務部通関業監督官	（〒135―8615）	東京都江東区青海２丁目７番11号　東京港湾合同庁舎
東京都	東京税関業務部通関業監督官	（〒135―8615）	東京都江東区青海２丁目７番11号　東京港湾合同庁舎
宮城県	横浜税関業務部通関業監督官	（〒231―8401）	横浜市中区海岸通１丁目１番地